参考資料3

潟東体育館をコミュニティセンターに転用した場合について

28.05.22 財産活用課

1 コミュニティセンターとは

(1)目的

地域住民の連帯感を高め、住みよい地域社会づくりを推進するための施設です。 地域課題の解決や地域住民の相互の連携を図る活動などの拠点として、地域住民の皆 さまに幅広く活用されています。

※西蒲区には松野尾、西川、中之口、角田の4コミュニティセンターがあります。

(2)管理運営

目的を効果的に達成するため、また利用者としての声を直接反映できるなどの市民サービスの向上が期待できることから、指定管理者制度(※)により、コミュニティ協議会などに管理運営を委ねています。

※指定管理者制度

市が設置している公共施設の管理運営を,民間事業者等の団体に行っていただくことにより、市民サービスの向上などを図る制度

【ポイント】

- ○現在, 潟東体育館は, 潟東スポーツフィールド運営グループ (潟東地域コミュニティ協議会ほかで構成) が指定管理で運営しています。
- 潟東コミ協は農村改善センターも指定管理で運営しており、活動・事務拠点としています。
- 〇コミセン転用後も引き続き潟東コミ協が指定管理者となる可能性が高く,活動・ 事務拠点は新コミセンとなると思われます。(必要に応じて事務室整備を検討)

2 使用料金制(体育館)が利用料金制(コミセン)に変更

- (1) 使用料と利用料の違い
- ▶使用料:直接,新潟市の収入となる。
- ▶利用料金:施設の受益者負担を、直接、指定管理者の収入となる。
- (2) 利用料金の設定にあたって
- ▶利用料金の金額は、上限で定める利用料金の上限の範囲内で、指定管理者が定めることが可能です。(利用料金の設定は市(区)と協議)
- ▶利用料金の免除は指定管理者が判断できます。(免除基準については市(区)と協議)

3 費用負担の考え方

- (1) 指定管理料(市が負担するもの)~指定管理料は以下の3つで構成~
 - ・人件費(市の基準で算定した額)
 - 光熱水費
 - ・外部委託料(清掃, 警備, 自動ドアなど)
- (2) 利用料金で賄うもの(指定管理者が負担するもの)
 - ・報酬(役員手当,時間外手当など)
 - ・通信費(電話料,郵便料など)
 - ・消耗品費(文具,10万円未満の備品など)
 - 自主事業費
 - その他
- (3) 備品、修繕費の取扱いについて
- ➤ 1 件につき, 10 万円以上のもの 市が負担
- ▶1件につき、10万円以下のもの 指定管理者が負担
- (4) 利用料会計で余剰が生じた場合
- ➤余剰が多く発生すると、収益事業とみなされるため、一定の制限を設けています。
- ➤ 基準を超えた場合は、市に返納することになりますが、これは収益事業とみなされないための措置であり、返納してもらうことが目的ではなく、自主事業を積極的に行うなど返納が生じない工夫が求められます。

【ポイント】

- ○利用料金制により、**料金設定や減免など指定管理者による裁量が大きくなります**。
- ○一方,市が負担する経費,利用料金で賄う経費に決めがあるため,**指定管理者は経 営感覚を持って管理・運営をする必要があります。**
- ○利用料金による収入が増えれば、自主事業を行う財源が増しますので、地域の活性化に大きく寄与することができます。
- ○利用が少ない,免除を拡大するなどにより利用料金が少ないと,活動が縮小し,指 定管理者の持ち出しが発生する可能性もあります。
- 〇以上により、コミセン化で「裁量は増すが、責任も増す」ことになります。
- 〇コミセンの運営上、必要なサポートは西蒲区地域課で行います。